第１章　計画の基本事項

かすみがうら市

第１章　計画の基本事項

1　計画策定の背景

近年、水質汚濁やごみの増加問題、地球温暖化対策や生物多様性など、生活に身近な問題から気候変動などの地球規模のものまでさまざまな環境問題が起きています。これらの問題は、私たちの快適で豊かな暮らしのために、限りある資源や化石燃料を由来とするエネルギーの大量消費を行ってきたことが背景にあり、これらの利用から発生する二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の増加が地球温暖化を進める原因となっています。

世界的にもこれらの事象が問題となっており、平成４（1992）年には大気中の温室効果ガスの削減を目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた「国連気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことへの合意がなされました。

2015（平成27）年の国連サミットでは、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す17のゴール・169のターゲットから構成された持続可能な開発目標となるSDGs（Sustainable Development Goals）が定められました。

SDGs17 のゴール

【出典：国連連合広報センター より】

平成 28（2016）年に開催された COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）21 においては、「パリ協定」の採択、令和３（2021）年に開催された COP26 においては「グラスゴー気候合意」が採択され、「人間活動がこれまでに約 1.1℃の温暖化を引き起こしていること、また影響が既にすべての地域で感じられていることに、警告と最大限の懸念を表明する。」と言及されました。令和４（2022）年 11 月の COP27 では、今までの緩和や適応だけでなく「損失と損害」（ロス＆ダメージ）について協議が行われ途上国支援の為の基金の創設など経済的被害の救済についての道筋が導かれました。

国としては、平成 30（2018）年４月に環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次環境基本計画が閣議決定され、同年 12 月には気候変動適応法が施行されました。令和２（2020）年 10 月の国会演説では、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、同年 11 月には気候非常事態宣言が決議されています。

本市は、豊かな環境に囲まれた魅力ある自然を守りつつ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、令和４（2022）年に「かすみがうら市環境基本条例」を策定し本市の環境の保全等に関する基本理念や環境の保全に関する各主体の責務を定めました。

また本市では、平成 19（2007）年３月に「第二次温室効果ガス排出制御実行計画」を策定し、それ以降５年ごとに計画の改定作業を行いながら、地球温暖化対策に取り組んできました。現在、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までの５年間を対象期間とした「第五次温室効果ガス排出制御実行計画（事務事業編）」の策定を行い、市の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

本市では、環境基本法第 15 条に基づき、また、「かすみがうら市環境基本条例」の基本理念の実現に向けて、本市の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を行うため、「かすみがうら市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。また、地球温暖化が原因で引き起こされる近年気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。このことから、気候変動適応法第 12 条に基づき、本計画の第６章では、「かすみがうら市気候変動適応計画」も併せて策定することとします。

２つの気候変動

【出典：A-PLAT より】

第１章　計画の基本事項

生物多様性の観点では、平成４（1992）年にブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で、地球規模で生物多様性を考え、保全を目指す国際条約である「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」が採択されました。平成 22（2010）年には愛知県で COP10(生物多様性条約第 10 回締約国会議)が開催され、愛知目標が採択されました。愛知目標では、令和 32（2050）年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、令和２（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標が掲げられました。令和４（2022）年には、COP15（国連生物多様性条約第 15 回締約国会議）がカナダのモントリオールで開催され、生物多様性の観点から 2030 年までに陸と海の 30%以上を保全することを目的とする新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が定められました。

自然の恵みでつながる地域のイメージ

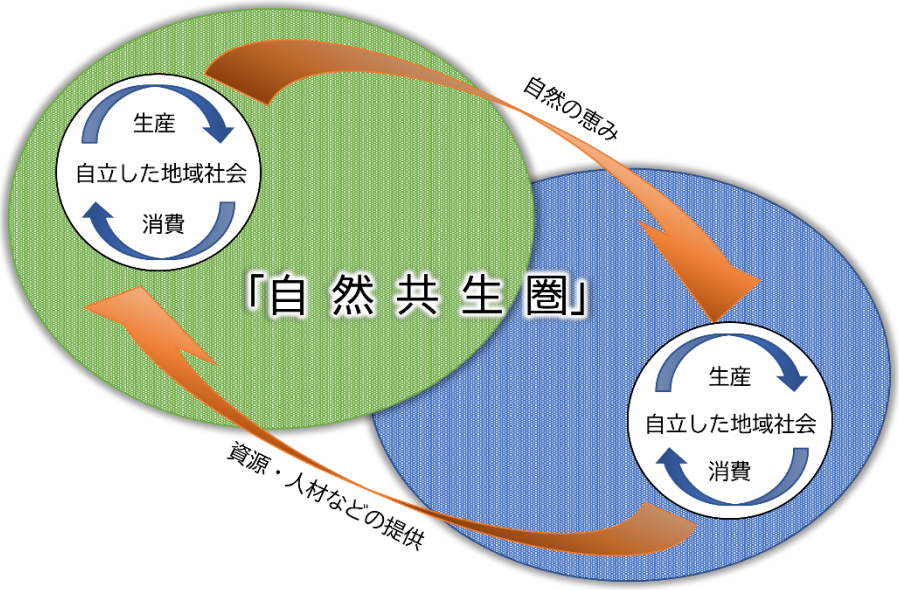

【出典：生物多様性国家戦略 2012-2020 を基に作成】

国内においても、愛知目標の達成に向けて「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24（2012）年に策定され、目標の達成に向けたロードマップが示されています。また、茨城県としても平成 26（2014）年に「茨城の生物多様性戦略」を策定し、生物多様性の保全に向けた取り組みが進められています。本市としても、市内のすばらしい環境を守り、生物多様性を保全していくため、生物多様性基本法第 13 条に基づき、本計画にて「かすみがうら市生物多様性地域戦略」を加味した計画として策定することとします。

本計画に基づき、市・市民・事業者及び滞在者が協働で目標に向かって取り組みを実践し、本市のすばらしい環境を保全していくことが求められます。

かすみがうら市環境基本条例に定める環境の保全等に関する理念

１．現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
２．人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築しなければならない。
３．霞ヶ浦その他の豊かな自然、歴史及び文化は、かすみがうら市らしさを表す風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。
４．市、市民、事業者 及び滞在者 が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
５．地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

「令和４年かすみがうら市条例 基本理念　第３条」より

2 計画の目的

本市は、我が国第２位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系南麓に挟まれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約 30km、つくば市へ約 10km の距離に位置しています。

幹線交通網として、JR 常磐線、千代田石岡 IC が置かれている常磐自動車道、国道６号、国道 354 号を有するなど、立地条件に恵まれた田園都市であり、北部は恋瀬川と天の川、南部には菱木川と一の瀬川が流れており霞ヶ浦に接しています。

台地部には畑や平地林が、霞ヶ浦沿岸の低地部一帯には水稲やレンコンなどの水田が広がっています。これら市内の台地から湖岸沿いにかけては、貝塚や古墳群などが発見され、縄文時代以前からすでに人々の暮らしが展開されていたことも分かっています。

本計画は、これら恵まれた地勢を背景として、今後 10 年間の「環境分野」について、市・市民・事業所が取り組むべく目標を掲げ、達成していくための計画を策定していきます。

自然環境と生活環境の分野

第２次かすみがうら市総合計画(後期計画 2022～2026 年)において環境分野の取り組みとして「基本目標１：自然の恵みを享受できるまちづくり」として、以下の表のような施策の中で環境保全や快適な住環境の整備、循環型社会の形成に向けた取り組みを行っています。本市では、環境保全の視点から自然・文化・観光資源を有効に活用した地域協働が推進できる計画づくりを行います。

基本目標１：自然の恵みを享受できるまちづくり　«居住環境»

基本施策	施策	取組
1-1　自然環境の保全と活用	1　環境保全・公害	①環境美化の推進
		②霞ヶ浦の水質浄化、環境整備促進
		③公害の防止
		④天然記念物の保護
		⑤不法投棄防止
	2　自然資源の活用	①筑波山地域ジオパークの普及事業
		②帆引き船を活用した自然環境の学習
		③自然資源を生かした体験型コンテンツ
1-2　快適な住環境の整備	1　上下水道	①安定した水の供給
		②下水道の整備
		③下水道の維持管理適正化
		④合併処理浄化槽の推進
		⑤雨水排水施設の計画的な整備
	2　河川	①河川整備の促進
		②霞ヶ浦の治水対策
	3　公園・緑地	①公園の保全
		②緑化の推進
		③公園・緑地の計画的な整備促進
1-3　資源循環型社会の形成	1　廃棄物処理	①広域ごみ処理の推進
		②リサイクルの推進
	2　脱炭素社会	①ゼロカーボンシティの推進
		②分散型エネルギーの活用
		③温室効果ガスの排出制御
		④環境基本計画の策定と推進

【出典：第２次かすみがうら市総合計画(後期計画 2022～2026 年）より】

気候変動への適応とカーボンニュートラル

世界的な動きとして地球温暖化による気候変動問題が浮上しています。平成 27（2015）年９月の国連サミットで、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、同年 12 月には国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議におけるパリ協定が採択されるなど、世界を巻き込む国際合意がなされました。

国は平成 30（2018）年４月に第五次環境基本計画を閣議決定し、12 月には気候変動適応法が施行され、令和２（2020）年 10 月の国会演説では令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、11 月に気候非常事態宣言が決議されています。

本市では、ゼロカーボンシティを目指していくため、気候変動への適応を再生可能エネルギーなど脱炭素に向けた取り組みが推進できる計画づくりを行います。

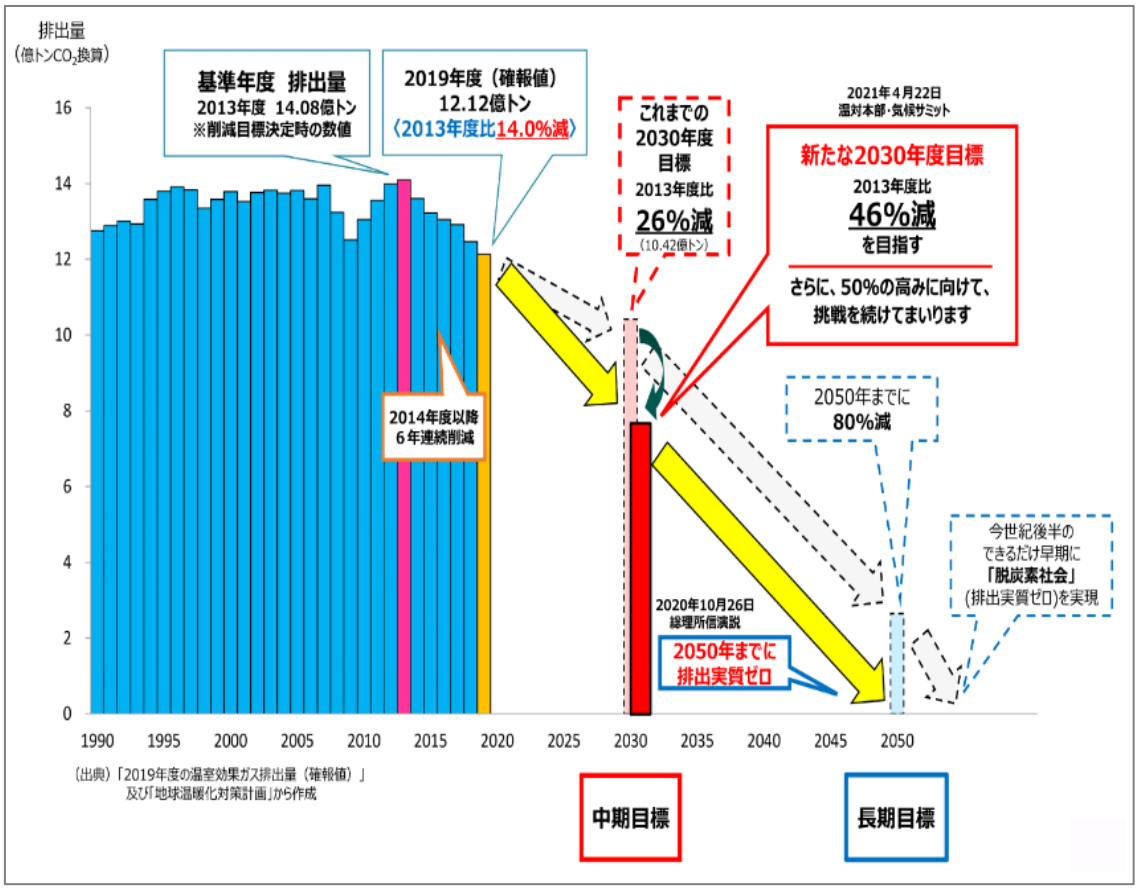

【出典：環境省 より】

3 計画の位置づけ

本計画は、かすみがうら市環境基本条例に定める環境の保全等に関する理念を実現していくため、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

また、「かすみがうら市第２次総合計画」に示す市の将来像『きらり輝く 湖(みず) と山(みどり) 笑顔と活気のふれあい都市～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら 』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。

さらに、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

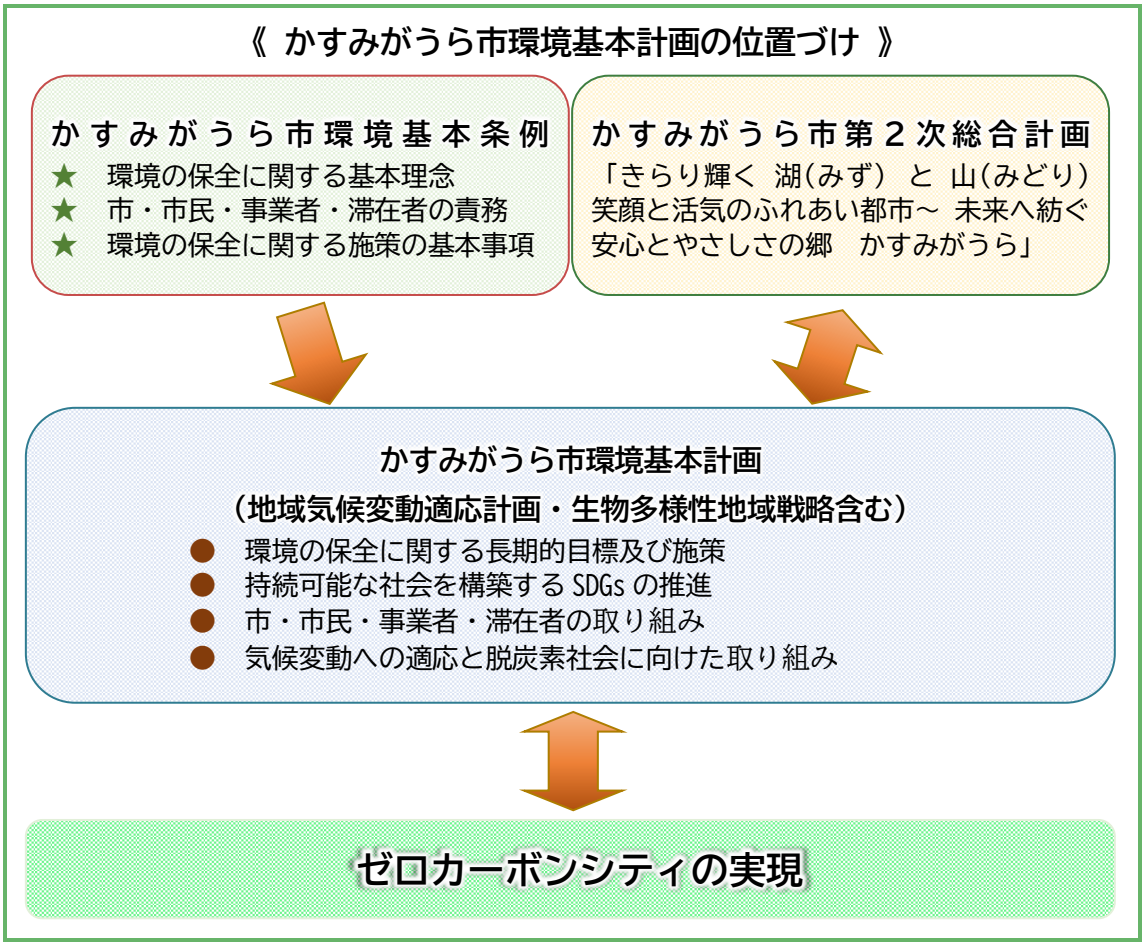

4 計画の期間

本計画の期間は、令和５（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、かすみがうら市環境基本条例に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

自然環境の保全	生物多様性（動植物）、農地、水辺（霞ヶ浦流域）、 里地・里山、自然公園・緑地、歴史・文化
生活環境の保全	大気環境（大気、悪臭、騒音・振動）、 水環境（河川、湖沼）、土壌汚染、地下水・地盤環境、 化学物質、防災のレジリエンス、環境美化、
循環型社会の形成	循環型社会（廃棄物・４Ｒ）、不法投棄、 地球温暖化対策、気候変動適応策、 再生可能エネルギー・脱炭素、ゼロカーボンシティ
環境保全活動の推進	地域美化活動、子どもたちの環境教育、環境学習、 環境保全活動、外来生物への対応、地域協働

【出典：かすみがうら市ホームページ より】

6 計画の推進体制

本計画の推進主体は、市、市民、事業者、滞在者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに“協働”、“連携”しながら取り組むことを基本とします。

1 市の役割

環境への負荷の少ない事業の実施に努め、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。

また、取り組みに関しては、国の気候変動適応センターとして位置付けられている国立環境研究所、茨城県地域気候変動適応センター、茨城県地球温暖化防止活動推進センターなどからの情報収集に加え、国や関東地域の地方自治体との情報収集・情報交換も視野に入れます。

【茨城県地域気候変動適応センターホームページ】

【茨城県地球温暖化防止活動推進センターホームページ】

2 市民の役割

市民は、日常生活において、良好な「水質の保全」、「廃棄物の減量」、「騒音の発生防止」その他「環境への負荷の低減」に努めると共に、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

3 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、「公害を防止する」と共に、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

4 滞在者の役割

滞在者は、滞在中の環境への負荷の低減や良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策へ積極的に協力します。